

「資格確認書」の職権交付に係る暫定的な運用について

令和8年7月末までの間は、マイナ保険証（保険証利用登録をしているマイナンバーカードをいう。）の保有状況にかかわらず、下記のとおり「資格確認書」を申請によらず職権にて交付いたします（以下、「暫定的運用」という。）。

1 職権交付対象者

新規加入者及び資格確認書に記載の情報に変更が生じた者

2 暫定的運用の期間

令和8年7月末（有効期限：令和8年7月31日）まで

3 「資格確認書」の利用方法

医療機関等を受診する際は、今回お手元に届いた「資格確認書」を医療機関等の窓口にて提示してください。なお、マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証または資格確認書をお使いいただけます。

4 暫定的運用終了後の対応（令和8年8月以降）

年齢やマイナ保険証の保有状況により、それぞれ以下のとおり対応いたします。



85歳以上の方

- ・マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全員に「資格確認書」を交付します。
- ・医療機関等受診時は、「資格確認書」を持参してください。

84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方

- ・申請によらず職権にて「資格確認書」を交付いたします。
- ・医療機関等受診時は、「資格確認書」を持参してください。

84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方

- ・窓口負担割合等を記載した「資格情報のお知らせ」を交付いたします。
- ・医療機関等受診時は、「マイナ保険証」を持参してください。
なお、資格情報のお知らせは、自身の資格情報を把握するためのものであり、資格情報のお知らせのみで医療機関等の受診はできません。
- ・マイナ保険証による受診が困難な場合など、何らかの理由により資格確認書を希望する場合は、市区町村窓口で申請手続きすることにより「資格確認書」を交付します。
なお、資格確認書交付申請書は、市区町村の窓口でお渡ししているほか、広域連合のホームページにも掲載しています。



なかとんべつライドシェア ボランティアドライバー募集中！



なかとんべつライドシェアでは、移動したい方とドライバーをマッチングすることで、交通手段の確保に取り組んでいます。この間、ドライバーや利用者の方々からの課題に対して改善の取り組みを行ってきており、その中で「興味はあるけど自家用車を使うのは不安」といった声がありました。

そこで…

ドライバー向けに公用車の貸出を始めました。



これまでの仕組みでは、ドライバーは自家用車を使用して、利用者から燃料代相当の実費を受け取り、自ら給油する必要がありました。

- ✓ 今年度から、これまでの自家用車による活動に加えて、公用車を使用できます
- ✓ 公用車使用の場合、ドライバーが利用者から受け取る金額はそのまま、燃料代は事務局が負担

キャンペーン 01

ドライバー登録キャンペーン実施中！

ドライバー登録 + 公用車試乗で
オリジナルアウタープレゼント！

数量
限定

胸ポケット



左腕



※イメージ

地域の移動を支える
仲間の目印に。

開催期間

2026

7 / 10 ~ 11 / 30

◎まずは登録・相談だけでも OK！

キャンペーン 02

ワインバーにライドシェアで GO！

地域おこし協力隊の山口さん
ピンネシリ温泉でワインバーを限定開催

7月～8月の金・土曜日、18～20時で開催されます！
ライドシェアを利用してお酒を楽しみませんか？



7/24(金)と8/7(金)はお得なコラボ特典も！

ライドシェアコラボとして、7/24(金)と8/7(金)に
ピンネシリ温泉までライドシェアをご利用の方には、
ワインバーで使用できる【500円クーポン】をプレゼント！

ドライバー登録の希望、ライドシェアご利用の相談など、お気軽にお問い合わせください！

お問い合わせ：なかとんべつライドシェア事務局（政策経営課 立花・石井） TEL 01634-8-7671